

(株) 緒方建設

緒方 雅之 殿

九州地方整備局長 村山 一弥



特定建設業の許可について (通知)

令和 2年 9月 29日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、鹿児島県知事に係る許可については、建設業法第9条第1項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣 許可(特-2) 第 27976 号
許 可 の 有 効 期 間 令和 2年11月26日から 令和 7年11月25日まで
建 設 業 の 種 類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年10月26日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)